一時預かりボランティア規約

1.所有権について

- 一時預り動物の所有権は全て 特定非営利活動法人 Rencontrer Mignon（NPO 法人ランコントレ・ミグノン、以下会と呼ぶ）に帰属します。
- 本規約記載内容に対しての違反が認められた場合、ならびに動物を飼育するのに不都合な事実の隠ぺい（経済面・健康面等）、または住所、身分等に虚偽の内容があった場合、住所変更に際し会への住所変更通知を故意に怠った場合、その時点で譲渡動物はすみやかに会に返還することとします。
- 一時預かりに際しての約束が守られていない（本契約書への違反）と会が判断した場合は、契約不履行として会は保護動物の返還請求をすることができ、一時預かり主はそれに応じなくてはなりません。また一時預かり主が保護動物の飼育者として不適格であると会が判断した場合、一時預かり主と会の信頼関係が損なわれた場合にも、会からの保護動物返還請求に応じなくてはなりません。
- 譲渡に関しては会の規定に従って頂きます。（知り合いや親類縁者でも譲渡条件が合わない場合は譲渡する事が出来ません）

2.飼育環境について

- 一時預かり主は保護動物を適切な飼育環境において安全に飼育しなければなりません。
- 一時預かり主は、会からの譲渡動物の面会請求に応じなくてはなりません。それにより飼育状況につき改善要求が出された場合には誠意を持って対応し、動物の飼育にふさわしい環境を整える義務を負います。会はそのための相談に応じたり指導したりする義務があります。
- 一時預かり主は、一時預かり中に転居する場合は必ず事前に会に報告しなければなりません。

3.フードや消耗品について

- 寄付品がある場合は会から支給いたします。無い場合は代金のご負担をお願い致します。
- フードについては会が認めたものをご購入ください。

4.不妊・去勢手術について

- 成犬・成猫の場合、特に不妊・去勢に不都合な疾患がない場合は必ず避妊去勢手術をすることとします。
- 子犬・子猫の場合は適齢期なったら必ず避妊去勢手術をすることとします。
- 避妊・去勢手術の費用は会が全額負担します。

5.医療行為について

- 体調不良の際は会へ連絡の上、指示を仰いで下さい。緊急性のある場合は、かかりつけ病院もしくは緊急対応可能な病院へ先に受診手配後、速やかに会へ連絡をお願いします。受診後には、治療内容の報告をお願いします。
- 医療費は会が全額負担します。
- ただし事前連絡と治療後の報告がない場合は、その医療費をお支払いできない場合がございます。

6.混合ワクチン・狂犬病予防ワクチン接種、犬のフィラリア・ノミ・ダニ予防薬について

- 各ワクチンの接種時期には必ず接種させてください。費用は会が負担します。
- 犬は毎年 4 月から 12 月までの間は毎月フィラリア・ノミ・ダニ予防薬を飲ませてください。シーズンが参りましたらご案内致します。費用は会が負担します。

7..保護動物の安全管理について

- 常に首輪を装着し、「迷子札」を必ず取れないように着けて下さい。犬の散歩ではいかなる場合であっても引き綱を放さないでください。（ドッグラン禁止。ダブルリード必須。）
- お子様のみでのお散歩はさせないでください。
- 猫は完全に室内飼育で、庭やベランダには絶対に出さないでください。

- 犬も猫もお留守番時や目を離す時はケージに入れてください。
- 逃走防止策及び安全に暮らせる環境については事前にお知らせします。その対策完了を確認後にお届けとなります。

8.譲渡会について

- 譲渡会及び個別面談開催の際には積極的にご参加下さい。

9.Facebook グループでの連絡・情報共有

- 預かり開始後の受診依頼や各種ご連絡は、ミグノンの「Facebook グループ」を通じて行うこととなります。一時預かりをお願いすることが決まりましたら各自、実名、写真あり（ペットの写真などでも可）での Facebook アカウントを用意いただきます。担当者からミグノンの「Facebook グループ」にご招待します。
- 上記グループにおいて共有される情報以外にも、ボランティア活動期間中において知り得た会内部情報や機密事項、個人情報について、ボランティア活動期間中及びボランティア活動期間終了後においても、相互において守秘義務を負います。 また、会の内部情報や機密事項を引用して第三者に発表する場合等は、事前に会による承認を得て頂きます。

10.メンバーシップ制度について

- メンバーシップ制度を実施しています。
- 毎年度末にてボランティアメンバー更新有無の案内を致します。それ以外のタイミングで退会希望も随時受け付けております。